

平成30年第6回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成30年6月27日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
追加日程1	46号	東京都北区長等の給料の特例に関する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
1	47号	開設予定の私立認可保育園について	了承
2	48号	国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う私立幼稚園等の利用者負担の軽減について	了承
3	49号	区立堀船南保育園の本園・分園における預かり歳児の変更について	了承
4	50号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第6回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成30年6月27日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第6回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

ここで、「東京都北区長等の給料の特例に関する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加します。

それでは、追加日程第1、第46号議案「東京都北区長等の給料の特例に関する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第46号議案でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、教育委員会の意見を聴取するものでございます。

1ページをお開きをお願いいたします。区長からの意見聴取依頼文でございます。

それでは、3ページ、第53号議案、東京都北区長等の給料の特例に関する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、6ページをお願いいたします。説明欄でございます。区長、副区長及び教育長の給料の額を減額するための条例でございます。このうち、教育長の部分に関する内容につきまして、今回意見聴取をお願いするものでございます。

5ページにお戻りをお願いいたします。5ページ、第1条では区長及び副区長の給料の月額を、区長については100分の50を乗じて得た額、副区長については、100分の70を乗じて得た額。

第2条でございます。こちらにつきましては、条例に定める教育長の給料の月額に100分の90を乗じて得た額とするものでございます。

第3条でございます。第3条、地域手当の額、期末手当の額、さらに退職手当の額につきましては、適用しないという内容でございます。

付則でございます。本条例案は平成30年7月1日から施行するというものでございます。

6ページにお進みをいただきます。付則の第2項でございますけれども、本条例案の第1条の規定、区長、副区長については平成30年9月30日限り、第2項の規定、教育長につきましては、7月31日限りでその効力を失うというものでございます。

以上、教育長の給料の月額につきまして、7月から1カ月減給10分の1とする条例

案の意見聴取につきまして、よろしくお願い申し上げます。

清正教育長

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に対しまして、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。  
次に日程第1、報告第47号「開設予定の私立認可保育園について」事務局から説明をお願いいたします。

子育て施策  
担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策  
担当課長

それでは、報告第47号、開設予定の私立認可保育園について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、資料のほうをごらんいただきたいと存じます。

1番の要旨でございます。本年2月28日開催の北区議会の第1回定例会におきます文教子ども委員会、また前日の2月27日に開催の教育委員会におきましては、平成30年度におきます待機児童解消策の一つとして、滝野川西地区及びその周辺におきまして、認可保育所及び小規模保育事業所の新規募集を行うことをご報告させていただいたところでございます。このたび、区の審査等を通過しまして、当該地区において、平成31年6月に私立認可保育園1園が開設済みの運びとなったところでございます。

2番、平成31年6月開設予定の施設でございます。私立認可保育園でございまして、施設名称は(仮称)キッズガーデン北区滝野川でございます。設置主体は株式会社 Kids Smile Projectでございまして、こちらは現在北区では認可保育園のキッズガーデン北区豊島を運営されているほか、平成30年4月現在、認可保育所及び小規模保育事業所を合わせまして、関東地方を中心に30施設を運営する実績のある事業所でございます。定員につきましては、0歳児9名、1歳児10名、2歳児12名、3歳児15名、4歳児15名、5歳児15名の合計76名ということでございます。場所につきましては、案内図のほうをごらんいただき、ご確認をいただければと存じます。

恐れ入ります、裏面のほうをお願いいたします。

続きまして、3番、(仮称)MIWA田端保育園の開設時期等についてでございます。平成31年4月開設予定としてご報告させていただきました、(仮称)MIWA田端保育園について、建設予定地の東京都住宅供給公社田端住宅の跡地におきまして、地下空洞があるのご報告がございました。今後、地下空洞の状況につきまして、調査を行いますとともに、必要に応じて空洞の埋戻し作業の発生が想定されますことから、現状平成31年4月の開設が困難となっているところでございます。今後、調査の結果を踏まえまして、工事の工程を見直しますとともに、開設時期等につきまして、保育事業運営事業者などと調整を行わせていただきたいと思います。と存じます。

ご報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第2、報告第48号「国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う私立幼稚園等の利用者負担の軽減について」事務局から説明をお願いいたします。

子育て施策  
担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策  
担当課長

それでは、続きまして、報告第48号、国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う私立幼稚園等の利用者負担の軽減について、ご報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、資料のほうをお願いいたします。

1番の要旨でございます。本件につきましては、国が進める幼児教育の段階的無償化に伴い、昨年度末に公布されました政令に基づく取り組みとなるものでございます。6月5日開会の教育委員会におきましてご協議いただきました、東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例と同様、国の改正の趣旨に合わせ、子ども・子育て支援制度に移行した私立幼稚園等の保育料及び従来制度型の幼稚園に在籍する幼児の保護者への就園奨励費補助金の一部を改訂するため、東京都北区私立幼稚園等の保育料に関する規則及び北区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正させていただくものでございます。

2番の改正内容でございます。ひとり親世帯等を除く年収約360万円未満相当の保護者負担の軽減でございます。

恐れ入ります、裏面の表のほうをごらんください。今回、国が軽減を行います対象となる階層が太線の枠で囲まれた部分となります。それぞれのマスにおきまして、括弧で

囲まれた下段の金額を上段の金額に改正するものでございます。

上の表、(1)の新制度園の表につきましては、利用者から徴収する保育料でございます。市町村民税所得割課税額が7万7,100円以下の第一子のところでございますが、現在1,600円の保育料をいただいておりますが、これを0円といたします。一方、(2)下の表でございますが、こちらの従来型園につきましては、保護者が園に収める保育料に対する補助金でございます。補助額につきましては、階層等により金額が異なる仕組みとなっております。こちらにつきましても、市町村民税所得割課税額が7万7,100円以下の階層の第一子、第二子につきまして、それぞれ年額13万9,200円が18万7,200円に、22万3,000円が24万7,000円に変更させていただくものでございます。

恐れ入ります、表面のほうにお戻りください。

今後の予定でございます。6月の下旬に規則及び要綱の改正をさせていただきます。7月に改正後の保育料につきまして適用及び当該保護者への保育料のお知らせをいたします。なお、改正後の保育料につきましては、年度当初にさかのぼる取り扱いといたしまして、4月から7月分につきましては、現行の金額により徴収を行った部分につきましては、保護者の過払いとなりますので、園から還付を行っていただくという取り扱いといたします。また、従来型園につきましては、4月から9月の上半期分をまとめまして、11月にお支払いをさせていただきますので、対象となられる方につきましては、4月にさかのぼって増額した補助金が支払われるという仕組みになってございます。

以上、ご報告を申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第3、報告第49号「区立堀船南保育園の本園・分園における預かり歳児の変更について」事務局から説明をお願いいたします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

私からは、区立堀船南保育園の本園・分園における預かり歳児の変更について、ご報告させていただきます。

1の要旨です。区立堀船南保育園では、旧区立ほりふな幼稚園跡地を分園として整備し、平成30年4月より本園で0～3歳児、分園では4～5歳児の預かりをそれぞれ行っているところでございますが、この10月より本園で0～2歳児を、分園で3～5歳

月の受け入れを行うよう改めたいと考えているというものでございます。

下の表をごらんください。現行では堀船南保育園の3歳児30名というのは、本園でお預かりしておりますが、10月以降につきましては、分園にてお預かりすることとし、それぞれの人数が変更となります。

2の変更を行う理由等についてでございます。旧区立ほりふな幼稚園は、4・5歳児定員62名の施設でございました。そこで保育園分園におきましても、ほぼ同様の受け入れを行うことで運営を開始したところでございました。しかし、通常保育園は、児童の発育を考慮する立場から3～5歳児のつながりを大切にし、日常の保育や行事においてもできる限り一緒に活動する機会を多く持てるよう運営を行っております。そのようなことから、堀船南保育園におきましても、3～5歳児を同一の園舎で受け入れる形に変更するといったようなものでございます。また、今回の変更によりまして、本園と分園との間に生じている職員配置数の偏りの解消にもつながることから、円滑な運営が期待できるものと考えてございます。

裏面をごらんいただけますでしょうか。3のこのお示しの図でございますが、受入数がふえる分園の平面図になってございます。保育室が4部屋と遊戯室が1部屋でございます。現行では4歳と5歳がそれぞれ2部屋を保育室とし、さらに遊戯室が確保されている状況でございます。変更後は各歳児の保育室が1部屋ずつとなり、もう1部屋の保育室につきましては、3歳児から5歳児の共用の保育室として利用する予定でございます。なお、分園については、今回の変更により受入人数がふえますが、これはふえましても保育室4部屋で定員数に対する必要床面積を満たすといったようなものでございます。

最後に、4の今後の予定でございます。今後速やかに在園児の保護者の皆さんにお知らせを行い、10月から変更する予定でございます。

以上、ご報告申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

ご報告ありがとうございました。とてもいい環境に転じたなと思って、すごくありがたいと思っております。やはり、乳児と幼児というふうな発達段階の違いがとても大きいので、4歳、5歳の姿を3歳が見るということに関しましては、すごく大きな成長が見られると思っております。本来ならばゼロから5歳という施設が一番望ましいかなと思っておりますが、2歳から3歳に上がるに当たって、環境がまた変わってしまうというその人的環境と施設の環境が変わってしまうというところは、現状としてはやむを得ないのかなと思っておりますが、できれば一体になっていただけたらというのはございますが、今回の取り組みはとてもいい取り組みをしていただいて、感謝しております。

す。ありがとうございます。

清正教育長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に日程第4、報告第50号「後援・共催事業に関する報告」について事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第50号でございます。1枚おひらきをお願いいたします。  
まず、承認報告が合計で8件ございます。事業名と主催者のみ読み上げをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。  
1件目、「第35回 非行のない明るい街づくり住民大会」でございます。主催者、非行のない明るい街づくり赤羽連絡協議会会長でございます。  
2件目、「東京都北区立中学校PTA連合会主催事業」①から⑤の事業がございます。中学校PTA連合会会長でございます。詳細につきましては、5ページに別紙1のとおりといたしまして、資料を添付してございます。  
それでは、3件目にまいります。「北区明るい選挙啓発ポスターコンクール」。北区選挙管理委員会委員長でございます。  
4件目でございます。「小学校PTA連合会主催事業」①から⑥まで事業がございます。7ページに資料を添付してございます。  
5件目でございます。「北区立幼稚園・こども園PTA連合会主催事業」①から③まででございます。北区立幼稚園・こども園PTA連合会会長でございます。9ページに資料を添付してございます。  
6件目でございます。「平成30年度障害のある児童・生徒の理解推進研修事業（夏季研修会）」。都立王子特別支援学校校長でございます。11ページに資料を添付してございます。  
7件目でございます。「MOTTAINAIキッズフリーマーケット」。NPO法人キッズフリマ理事長でございます。  
8件目でございます。「松風会茶道華道親子教室」。松風会会長でございます。  
以上8件、使用承認報告でございます。よろしくをお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。  
以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成30年第6回  
教育委員会臨時会を閉会いたします。